

# 財団法人さんそ山陰技術振興財団寄附行為

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人さんそ山陰技術振興財団という。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を 島根県松江市平成町 1 8 2 番地 2 9 に置く。

### (目 的)

第 3 条 この法人は高圧ガス、溶接、配管等における技術の修得及び研究開発に対して助成し、産業の発展及び一般生活の向上に寄与する。

### (事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスの利用に関する調査、研究、技術開発及び支援
- (2) 高圧ガスの安全機器、防災システム及び消費上の保安に関する研究開発における支援
- (3) 高圧ガスの輸送、貯蔵及び供給に関する技術の修得に対する支援
- (4) 高圧ガスの保安及び防災活動に対する支援
- (5) 溶接技術の修得及び資格取得に対する支援
- (6) 発展途上国における技術振興に対する支援
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 財産及び会計

### (財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は国債、公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

#### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、島根県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

#### (経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、島根県知事に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

#### (暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、毎会計年度終了後60日以内に島根県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

#### (長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、評議員会の同意を経て、かつ、島根県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、評議員会の同意を経て、かつ、島根県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第 3 章 役 員

(役員の種類別)

第16条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 6人以上 10人以内

(2) 監 事 2人又は3人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(役員を選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は理事会において互選する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は島根県知事に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるとは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の場合においては、理事会及び評議員会の議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第 4 章 理 事 会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理

事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に特別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議決については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

## 第 5 章

## 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に、評議員6人以上10人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

- 3 評議員には、第19条から第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、意見を述べる。
- 5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決定を経て理事長が定める。

## 第 6 章 事 務 局

(設 置)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、島根県知事の許可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、島根県知事の許可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第36条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、島根県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 8 章 補 則

(委 任)

第 37 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。
- 4 この法人の役立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。